平成２１年（フ）第５７８１号
大阪府東大阪市鳥居町１番19号　レオパレス瓢箪山第５―105号
債務者　加藤　理恵
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５８号
京都市西京区大枝沓掛町５番地の６　府営住宅洛西沓掛団地２棟103号
債務者　国頭　里美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２１号
京都府八幡市八幡備前２番地の４　マンション備前Ａ―101
債務者　河野　勝年
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１８８号
京都市伏見区羽束師志水町230番地11
債務者　徳田　有希
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４１号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地３―213
債務者　寺田　　昭
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月22日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第４０８号
長崎県長崎市平戸小屋町20番10号、旧住所長崎県長崎市江の浦町９番60号
債務者　今井　淳子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月23日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６号
北海道北見市南仲町２丁目４番26号
債務者　和美　理恵
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第５８号
北海道北見市留辺蘂町温根湯温泉70番地２松山団地11―１号
債務者　森本　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２０年（フ）第１３５号
青森県十和田市大字三本木字西金崎150番地２　佐々木倶逸方
債務者　佐々木弘美
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第８２号
青森県十和田市大字三本木字並木西179番地21
債務者　樋口　貴之
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第８３号
青森県十和田市西十四番町34番５号
債務者　関向　知寿
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第４号
山形県鶴岡市上畑町１番12号
債務者　中澤　明子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第３７号
東京都八王子市片倉町1186番地６　アミティ片倉102号、旧住所山形県鶴岡市大半田字丁野田６番地５
債務者　工藤　　健
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第３８号
東京都八王子市片倉町1186番地６　アミティ片倉102号、旧住所山形県鶴岡市大半田字丁野田６番地５
債務者　工藤　亮子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１４５号
福島県耶麻郡西会津町野沢字地尻甲1275番地、住民票上の住所福島県耶麻郡西会津町野沢字下條道南甲１番地２　吉野荘２－１
債務者　小椋　新一
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
群馬県安中市安中1350番地　藤山団地57―２棟103号
債務者　片山三九子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２８１号
群馬県高崎市棟高町796番地15
債務者　鷹野　美穂
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　前橋地方裁判所高崎支部